

飯山市学校等跡地の利活用基本方針

令和7年（2025年）1月

飯山市 公民連携推進課

目次

第1章 方針策定の背景と目的

1-1 背景と目的

第2章 基本的事項の整理

2-1 上位計画等との整理と整合性

2-2 検討の対象となる学校等施設について

第3章 学校等跡地の利活用の基本方針について

3-1 利活用の基本方針の考え方

3-2 基本方針について

3-3 基本方針の詳細について

第4章 検討の進め方

4-1 学校等跡地の利活用に向けた検討の進め方

第1章 方針策定の背景と目的

1-1 背景と目的

飯山市では、大小含めて約250の公共施設（市有資産）を所有し、その管理運営を行っています。

この内、規模の大きな公共施設となる小中学校については、「飯山の新たな学校づくり計画」に基づき、この計画の中で示された小学校の再編整備方針により、令和7年中に統合小学校1校（以下「城北小学校」という）が開校し、泉台小学校、常盤小学校、戸狩小学校、東小学校の4校（以下「小学校4校」という）が閉校となります。

また、小中学校以外の公共施設では、統合により空き保育園となった「あきは保育園」跡地について、令和4年度に市は売却を行い利活用がされている状況があります。

このように市の公共施設のうち、保育園跡地のように利活用されている資産がある一方で、令和7年中に閉校となる小学校4校については、現状では利活用方策が未定となっている状況です。

この小学校4校の校舎・校庭等（以下「4小学校等跡地」という）については、本市の貴重な財産であり、効率的・効果的な行政財産運営を図るうえで、有効活用が求められます。

このため、本市のまちづくりの方向性との整合を図りつつ、地域特性や社会ニーズ等について調査を行いながら利活用を検討していく必要があります。

加えて、小中学校の校舎等は災害時の避難場所として大きな役割を担っていることもあり、特に慎重な検討が必要です。

このような観点から、学校等跡地の利活用に向け、基本となる考え方や検討手順等を明らかにするため、本方針を定めるものです。

第2章 基本的事項の整理

2-1 上位計画等の整理と整合性

本基本方針の上位計画等である「飯山市第6次総合計画」、「飯山市公共施設等総合管理計画」、「飯山の新たな学校づくり計画」の各計画での学校等跡地の利活用方法について整理を行い、学校等跡地利活用の方向性を導出します。

○飯山市第6次総合計画、前期基本計画

計画期間：2023年度 ～ 2027年度 （前期基本計画）

本計画では、「新産業創出・起業支援の施策体系」のなかで、閉校となる学校等の利活用について、次のように示されています。

- ・旧城南中学校や閉校となる小学校等の公有資産について、新産業の創出や起業、地域活性化、移住定住へ向けた利活用を図ります。

○飯山市公共施設等総合管理計画

学校等跡地利活用については、公共施設等総合管理計画を踏まえたものとします。

計画期間：2017年度 ～ 2036年度 （令和6年3月改正）

本計画では、学校等跡地の利活用について、次のように示されています。

- ・学校教育系施設については、基本方針として「泉台小学校」、「常盤小学校」「戸狩小学校」、「東小学校」は統合され閉校となり、統合後に閉校となった学校については、施設の転用や民間活用（売却含む）の検討を進めます。

○飯山の新たな学校づくり計画

計画期間：2021年度 ～

本計画では、小学校教育のための適正規模・配置、「泉台小学校」、「常盤小学校」、「戸狩小学校」、「東小学校」の小学校4校の統合が示されています。

また、統合後の後利用については、後利用等検討委員会で検討を進めていくことが示されています。

2-2 検討の対象となる学校等施設について

現時点における学校等跡地の利活用方針の対象となる施設（教育施設）は、次のとおりとなります。

- 1 泉台小学校
- 2 常盤小学校
- 3 戸狩小学校
- 4 東小学校

○各学校の資料、データ

建物名		泉台小学校	常盤小学校	戸狩小学校	東小学校
敷地面積		約25,500㎡	約22,000㎡	約28,000㎡	約21,500㎡
校舎	建築年度	S61（1986）	S59（1984）	S52（1977）	S54（1979）
	経過年数	38年	40年	47年	45年
	構造	RC	RC	RC	RC
	階層	3階	3階	2階	2階 2階
	延床面積	約3,600㎡	約2,750㎡	約3,800㎡	約2,900㎡
	耐震	○	○	○	○
体育館	建築年度	S61（1986）	S61（1986）	S52（1977）	S54（1979）
	経過年数	38年	38年	47年	45年
	構造	SRC	SRC	CB	CB
	階層	3階	2階	2階	1階
	延床面積	約1,600㎡	約950㎡	約850㎡	約700㎡
	耐震	○	○	○	○
付帯施設等	延床面積		41㎡ 234㎡ (エレベーター棟) (部室)	590㎡ (食堂)	259㎡ 55㎡ (給食室) (電気室)

第3章 学校等跡地の利活用の基本方針について

3-1 利活用の基本方針の考え方

学校等跡地は、市民共有の貴重な財産であると考え、本市の課題を解決するために利活用を行います。

また、学校等跡地は、学びの場のほか、地域コミュニティや地域活動を支えてきた地域の中心的な場であることから、地域や地域活動への配慮など、地域との調和が図られるように努めます。

■大前提として、次の課題解決につながる検討を進めます。

- ・学校等跡地の維持管理費を減少させること
- ・地域を活性化させること
- ・地域経済を活発化させること
- ・人口減少を食い止めること

■次のことを配慮し検討を進めます。

- ・地域意向への配慮
- ・地域防災への配慮

3-2 基本方針について

学校等跡地における利活用の基本方針については、次のとおりです。

学校等跡地の利活用については、

①飯山市による利活用

②公共的・公益的団体等による利活用（地元での利活用含む）

③民間事業者等による利活用

に区分して整理していきます。

なお、①、②、③を組み合わせでの利活用も可能とします。

3-3 基本方針の詳細について

■「基本方針」における学校等跡地の利活用方策の区分

・飯山市による利活用

飯山市が、学校等跡地の用途を転用し、他の公共施設として利活用する方法です。

公共施設を総合的に管理する観点から、公共施設に係る経費を減らしていくマネジメントの推進、築年数が比較的新しい校舎を残し古い校舎等を解体する等の減築や、他の公共施設からの移転、複合化などにより、公共施設全体の総量を減らしていくことを念頭に利活用していきます。

なお、他の公共施設として転用するには、法対応工事など施設改修に係る初期費用のほか、維持管理・運営費用など将来にわたって係る費用を考慮し、民間活力を活かした管理運営手法の検討など、最適な手法を合わせて検討します。

例)・文化財や公文書等の倉庫、避難所、活性化センター、他

・公共的・公益的団体等による利活用

地元での利活用や、地元のスポーツチームでの利活用、公共的・公益的な団体による利活用です。

なお、4小学校等跡地の利活用のうち、体育館・校庭の利活用については、新設される城北小学校、閉校となる小学校4校の体育館・校庭を含めて検討し、市内の状況を勘案しながら進めます。(小学校4校については、校舎の利活用も含みます。)

・民間事業者等による利活用

公共施設としての利活用が見込まれない場合は、市内、市外を含めた民間事業者等への売却・貸付等により、民間事業者等の施設として利活用していただく方法を検討します。

この場合においては、地域の意向を踏まえながら、必要に応じて、まちづくりや地域に与える影響等を十分考慮することなど、利活用条件を付すこととします。

第4章 検討の進め方

4－1 学校等跡地の利活用に向けた検討の進め方

学校等跡地の利活用の基本方針に基づく検討の進め方を示します。

学校跡地等の利活用については、市の喫緊の政策課題に留意し、総合的な見地に立って利活用を進めることとし、次のとおり定めます。

■閉校となる小学校4校（泉台小・常盤小・戸狩小・東小）の利活用

- （1）基本方針に沿った検討を進めていく市役所内の担当部署は、総務部 公民連携推進課とし、教育委員会、他の部署等と連携し協議を進めます。
- （2）閉校となる4小学校の校舎及び体育館は、全て耐震基準を満たしていることから、校舎及び体育館については利活用（使用）することを前提に検討を行います。
- （3）地域において、学校施設が担ってきた役割や機能については、閉校となる4小学校に加え城北小学校も含めて検討し、閉校となる4小学校にいずれかに集約が可能かどうか、また他の施設で可能かどうかも含めて検討し、利活用の調整を図ります。
- （4）閉校となる4小学校に係る指定避難所等については、地域防災計画で位置づけている指定避難所の指定などを考慮します。
- （5）閉校となる4小学校の書類、備品等についても整理を進めていきます。

■基本方針に対する意見等の募集

- ・本基本方針について、パブリックコメントの募集、地元説明会を行います。
また、学校等跡地の利活用のアイディアの募集等も行います。